

○国立大学法人筑波大学海外拠点規則

〔平成22年3月25日〕  
法人規則第27号

改正 平成24年法人規則第3号  
平成24年法人規則第47号  
平成25年法人規則第3号  
平成25年法人規則第43号  
平成26年法人規則第21号  
平成26年法人規則第31号  
平成26年法人規則第32号  
平成31年法人規則第14号

国立大学法人筑波大学海外拠点規則

(目的)

第1条 この法人規則は、国立大学法人筑波大学（以下「法人」という。）の教育研究活動等における国際連携を推進するため、諸外国に設置する海外拠点に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この法人規則において「海外拠点」とは、本邦以外の諸外国において、法人の教育研究活動を推進するための国際連携支援等の活動及び当該国の教育研究機関等が日本国において法人と連携して教育研究活動を行う場合における支援を行うための組織をいう。

(海外拠点の設置)

第3条 学長は、別表のとおり海外拠点を置く。

(海外拠点の統括責任者)

第4条 法人に、海外拠点の管理運営に関する業務を統括させるため、海外拠点統括責任者を置き、国際を担当する副学長をもって充てる。

(地域責任者及び海外拠点運営管理者)

第5条 法人に、海外拠点の適切な運営を図るため、重点地域ごとに地域責任者を、海外拠点ごとに海外拠点運営管理者を置く。

2 地域責任者及び海外拠点運営管理者は、職員のうちから、海外拠点統括責任者の推薦に基づき、国際戦略会議の議を経て、学長が指名する。なお、推薦に当たっては国際室長と協議するものとする。

- 3 海外拠点統括責任者は、前項の推薦に当たっては、当該職員が所属する教育研究組織の長等の了承を得るものとする。

(地域責任者及び海外拠点運営管理者の職務)

第6条 地域責任者は当該重点地域内の海外拠点における統括を行い、海外拠点運営管理者は当該海外拠点における次の業務を行うものとする。

- (1) 事業計画の策定及び実施に向けての調整に関すること。
- (2) 事業の実施状況の管理に関すること。
- (3) その他運営に関し必要な事項

- 2 海外拠点運営管理者は、地域責任者を通じて年度ごとの事業計画及び事業報告を海外拠点統括責任者に報告をしなければならない。

(海外拠点副運営管理者)

第7条 法人に、海外拠点の適切な運営を図る上で必要な場合は、海外拠点ごとに海外拠点副運営管理者を置くことができるものとする。

- 2 海外拠点副運営管理者は、職員のうちから、海外拠点統括責任者の推薦に基づき、学長が指名する。
- 3 海外拠点統括責任者は、前項の推薦に当たっては、当該職員が所属する教育研究組織の長等の了承を得るものとする。

(海外拠点副運営管理者の職務)

第8条 海外拠点副運営管理者は、海外拠点運営管理者を補佐し、海外拠点運営管理者に事故があるときは、その職務を代行する。

(海外拠点の要員)

第9条 学長は、当該海外拠点における諸活動の支援及び当該国の関係機関との連絡調整を行うため、職員を派遣するものとする。

- 2 学長は、前項の規定により派遣される職員に代えて、又は職員のほか、当該国に在住する者に委嘱等により当該業務を行わせることができる。

(設置又は廃止の決定等)

第10条 海外拠点統括責任者は、海外拠点を設置又は廃止する必要があると認めるときは、国際戦略会議の議を経なければならない。

- 2 学長は、前項の審議の結果に基づき、海外拠点の設置又は廃止を教育研究評議会及び役員会の議を経て決定するものとする。

(海外拠点統括責任者及び海外拠点運営管理者の業務の支援)

第11条 海外拠点統括責任者、地域責任者及び海外拠点運営管理者の業務の支援は、国際室が

行う。

(雑則)

第12条 この法人規則に定めるもののほか、海外拠点の学内カテゴリーなど海外拠点に関し必要な事項及び各教育組織が設置する海外拠点に関する事項は、別に定める。

附 則

この法人規則は、平成22年3月25日から施行する。

附 則 (平24. 3. 16 法人規則3号)

この法人規則は、平成24年3月16日から施行する。

附 則 (平24. 5. 31 法人規則47号)

この法人規則は、平成24年6月1日から施行する。

附 則 (平25. 2. 28 法人規則3号)

この法人規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平25. 10. 31 法人規則43号)

この法人規則は、平成25年10月31日から施行する。

附 則 (平26. 3. 27 法人規則21号)

この法人規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平26. 7. 24 法人規則31号)

この法人規則は、平成26年7月24日から施行する。

附 則 (平26. 9. 25 法人規則32号)

この法人規則は、平成26年9月25日から施行する。

附 則 (平31. 3. 28 法人規則14号)

この法人規則は、平成31年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

| 重点地域      | 名称   | 所在地  |
|-----------|--|--|
| アフリカ      | 筑波大学チュニスオフィス   | チュニジア共和国（チュニス）   |
| ロシア・中央アジア | 筑波大学タシケントオフィス<br>筑波大学アルマトイオフィス                                   | ウズベキスタン共和国（タシケント）<br>カザフスタン共和国（アルマトイ）                              |
| 東南アジア・台湾  | 筑波大学ホーチミンオフィス<br>筑波大学ジャカルタオフィス<br>筑波大学クアラルンプールオフィス<br>筑波大学台湾オフィス | ベトナム社会主義共和国（ホーチミン）<br>インドネシア共和国（デポック）<br>マレーシア（クアラルンプール）<br>台湾（台北） |
| 東アジア      | 筑波大学北京オフィス   | 中華人民共和国（北京）  |
| 欧州        | 筑波大学ボンオフィス<br>筑波大学ボルドーオフィス                                       | ドイツ連邦共和国（ボン）<br>フランス共和国（ボルドー）                                      |
| 北米        | 筑波大学アーバインオフィス  | アメリカ合衆国（アーバイン）   |
| 中南米       | 筑波大学サンパウロオフィス  | ブラジル連邦共和国（サンパウロ）   |